

午後4時58分受付完了

P.2

秘
無 期 限

※総第 104298号001公館宛 GM5016-02

平成 2 年 10 月 16 日
21時 12分 58秒受付

29

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 庁 長	主管 アジア局長 審議官 参事官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1  2
			起 案 平成 2 年 10 月 11 日 起案者 電話番号 香正 2416
協議先			
秘密指定解除 公文書監理室			

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 韓 国	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者支援拠出金の拠出手続		
主管・文書記号 アヒ	※電番 第1614号	大至急 普通 至急 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使 ・ 総 領 事 あ て	パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)
(80字)		
※		
10429844 優先 KANKOKU F電		
GB-1	外 務 省	回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第3344号に関し

1. 本件在韓被爆者支援拠出金については、早期に韓国側へ拠出することとしたいが、他方、先方の本件口上書省略についての申し出に関しては、既に右口上書案を我が方より提示しているところでもあり、省略の積極的理由はないものと思料され、また、以下の理由により同意致しかなる。
~~でない~~

(1) 客年10月の口上書は、平成元年度予算に基づいて交換したものであり、2年度の拠出金に関して規定したものでない以上、本年度も新規に交換する必要がある。

(2) 財政当局との関係から、2年度の拠出金の拠出手続上、韓国政府との間で口上書を交換することは必須の事項である。
(予算年度中の必要性から)

2. ついては、以上の点を然るべく韓国側へ伝達の上、拠出手続を進展させられたい。

(了)